

来春、高等学校、専修学校（高等課程）に進学を希望する
中学3年生と保護者のみなさまへ



令和8年度貸付 東京都育英資金のご案内

予約募集

高校等入学後の申込みより早く
5月から毎月振り込まれます

高校に通うための
奨学金の貸付（無利子）

私立学校 | 月額 35,000円
(年額42万円)

国公立学校 | 月額 18,000円
(年額21万6千円)

<お問い合わせ先>

 公益財団法人
東京都私学財団
METROPOLITAN FOUNDATION for PRIVATE SCHOOLS

〒162-0823
新宿区神楽河岸 1-1 セントラルプラザ 11 階
<https://www.shigaku-tokyo.or.jp>

育英資金担当

☎ 03-5206-7929

(受付時間: 土日祝除く 9:15~17:00)

私学財団 育英

🔍 検索



https://www.shigaku-tokyo.or.jp/pa_ikuei/pa_ikuei1.html

この貸付事業は、東京都の条例にもとづき、(公財)東京都私学財団が実施しています。

※高校等(高等学校・高等専門学校・専修学校(高等課程・専門課程))入学後に貸付の申込みを受け付ける一般募集も実施しています。

申込みできる方

1～7 の全てに該当し、在学校の校長が推薦する方です。申込（借受）者は、生徒本人です。

1

申込者が、**中学校（※）の第3学年**に在学していること。

※義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含みます。

2

申込者が、**国公立の高等学校、専修学校（高等課程）**へ進学を希望していること。

※高等専門学校は対象とはなりません。

3

申込者とその保護者（税法上の扶養者）が、**都内に住所を有していること。**

※例外が認められる場合がありますので、詳しくはお問い合わせください（学校の寮に入る場合や単身赴任など）。

4

申込者に**勉学意欲**がありながら、**経済的理由により修学が困難**であること。

勉学意欲

申込書の「奨学金貸付の希望理由」欄に、進学を希望する学校で勉強する理由、勉学に対する意欲、将来の展望などについて記入すること。

経済的理由

世帯の収入が上限額を超えないこと。

世帯収入（所得）の目安

※ 4人世帯（父母と子供2人）の場合です。

給与・年金収入のみの世帯 （世帯の年間収入）	自営業等の世帯 （世帯の年間所得）
約 1,100 万円 ※一人の収入が <u>790 万円</u> を超えると不可	約 330 万円

世帯人数や兄弟姉妹の就学状況により異なります。私学財団HPでシミュレーションができます。

東京都育英資金
貸付シミュレーション



私学財団 育英



※ 申込者が多数の場合は、上限額以下であっても、採用されない場合があります。

※ 今回不採用となった場合でも、高校入学後に、高校生を対象とした一般募集（収入基準が予約募集とは異なります。）で再度申し込むことができます。

5

申込者本人が同種の貸付金（給付型のものや、保護者が借り受けるものを除く）を他から借り受けないこと（東京都育英資金と他の貸付金との併用はできません）。

※ 詳細は最後のページをご覧ください。

6

申込時に第一連帯保証人、**貸付終了時**に第二連帯保証人を立てられること。

第一連帯保証人（要件）

- ☐ 原則として、申込者を扶養する父または母



第二連帯保証人（要件）

- ☐ 職業を有し、独立の生計を営んでいる
- ☐ 申込者または第一連帯保証人と別生計である
- ☐ 未成年者でない
- ☐ 貸付を終了した日において、満65才以下

※ 第二連帯保証人が立てられない場合は、お貸しした全額を一括返還していただきます。

7

日本国籍がない場合は、在留資格が「特別永住者」「永住者」「日本人の配偶者等」「永住者の配偶者等」「定住者」のいずれかであること。

手続きのながれ

5月～各学校が
定める期間
(概ね3～4か月)

申込み

申込先

申込みは在学する中学校が窓口になります。学校から「東京都育英資金貸付予約申込書」などを
受け取り、必要書類をそろえて、学校へ提出してください。

※ 締切が早い学校もありますので、早めに在学にお問い合わせください。

必要書類

申込書、住民票(原本)、令和7年度の課税証明書(コピー可)など

※ 詳細は「東京都育英資金＜予約募集＞令和7年度申込みのしおり」をご覧ください。

12月上旬

結果通知

選考の基準

勉学意欲と経済的理由(左ページをご覧ください。)

結果の通知(採用候補者の決定)

奨学生選考委員会を経て、12月上旬に中学校を通じてお知らせします。

※ 採用者数は予算の範囲内で決定します。予約募集で採用されなかった方も、進学後に高校生向けに行われる一般募集に再度申し込むことができます。

翌年2月～4月

進学確認

進学先と振込口座の届出

採用候補者には、翌年2月頃に、中学校を通じて進学先と振込口座を届け出ていただきます。

在学・住所確認

私学財団から進学先の学校(高等学校または専修学校(高等課程))へ、採用候補者の在学・住所を確認後、正式に採用決定します。

翌年5月～毎月

貸付開始

貸付開始(口座振込)

採用者には、5月中旬に4・5月の2か月分の奨学金をまとめて生徒本人の口座に振り込みます。
6月以降は、原則として毎月振り込みます。

貸付金額・返還金額

貸付月額と返還例

学校区分		貸 付			返 還	
		貸付月額 (注1)	貸付期間 (注2)	貸付総額 (注2)	最長返還期間 (注3)	年間返還額(目安) (注4)
高等学校	私 立	35,000円	3年	1,260,000円	13年	96,900円
	国 公 立	18,000円	3年	648,000円	13年	49,800円
			4年	864,000円	14年	61,700円
専修学校 (高等課程)	私 立	35,000円	2年	840,000円	11年	76,300円
			3年	1,260,000円	13年	96,900円

(注1) 令和7年度時点のものであり、貸付が開始される令和8年度に変更になる場合があります。

やむを得ない理由で自宅外から通学する生徒は、5,000円増額することができます。

(注2) 「貸付期間」「貸付総額」は、進学先の学校の正規の修業年限によって異なります。

(注3) 「最長返還期間」は貸付総額により異なります。

(注4) 「年間返還額(目安)」は、貸付総額を最長返還期間で割った額です。

- **貸付期間** 原則として、令和8年4月から卒業するまでの修業年限(辞退、退学した場合はその月まで)
- **貸付方法** 金融機関の預金口座(生徒本人名義)に、原則として毎月振り込みます。
- **利 子** 無利子です。
- **返還期間** 卒業(貸付終了)後、6か月経過後に返還が開始され、おおむね13年間です。
- **返還方法** 年2回(7月と12月)または年1回(7月または12月)、口座から振替(引落し)を行います。
- **違約金** 返還すべき期限までに返還されなかったときは、違約金が加算されます。

返還の手続き

奨学金の貸付が終了すると、返還の義務が生じます。返還金は奨学金を必要とする後輩のみなさんのために、直ちに活用される重要なものです。

(1) 奨学金の貸付終了時に、学校に以下の書類を提出していただきます。

- 「借用証書」
- 「預金口座振替依頼書」
- 「印鑑登録証明書」(第一連帯保証人・第二連帯保証人)

※「借用証書」とは、奨学金の借用金額と保証関係を確認し、生徒本人と連帯保証人が返還計画のとおり返還することを誓約する書類です。

※「借用証書」の提出がない場合は、お貸しした全額を一括返還していただきます。

(2) 大学等に進学した時は、本人からの申し出により返還を猶予(先延ばし)することができます。
また、傷病及び経済的困窮による時も、申し出により猶予できる場合があります。

※大学進学等により自動的に返還が猶予されるものではありませんので、ご注意ください。

(3) 本人が死亡した時、または心身障害により将来にわたって働くことができなくなった時は、申し出により免除できる場合があります。

※教育、研究、その他特定の職業に従事したことを理由とする返還免除の制度はありません。

東京都育英資金と他の制度との併用

併用できる 給付型の奨学金制度や、保護者が借り受ける教育ローンは併用できます。

〈併用できる制度の例〉

■高等学校等就学支援金等 **私立** **国公立**

■私立高等学校等授業料軽減助成金 **私立**

高校等に通う生徒の保護者の教育費負担を軽減するため、授業料に対して支給される返還不要の給付金

■高等学校等奨学給付金 **私立** **国公立**

高校等に通う生徒の保護者の教育費負担を軽減するため、教育費に対して支給される返還不要の給付金

■私立高等学校等入学支度金 **私立**

私立高校等入学時に支払う費用を入学先の学校が無利子で貸付(学校により詳細は異なります)

〈お問い合わせ先〉

私立高校等

東京都私学就学支援金センター

(受付時間：平日 9:15～17:00)

①就学支援金等	☎ 03-6743-5011
②授業料軽減助成金 奨学給付金	☎ 03-5206-7925

※入学支度金は進学予定の学校へ

国公立高校等

進学予定の学校にお問い合わせください。

併用できない 以下の①・②両方に該当する借受け制度は併用できません。

①学資金の貸付である。

②借受者が生徒本人である(生徒が連帯借受人になっている場合も同じ)。

〈併用できない制度の例〉

日本学生支援機構の奨学金(貸与型)、東京都母子福祉資金・東京都父子福祉資金(修学資金)、生活福祉資金(教育支援資金)、区市町村の奨学金(上記①・②に該当するもの)など

〈個人情報保護について〉 申込みの際に記入していただいた個人情報については、奨学金の貸付及び返還業務においてのみ使用し、収集目的を超えた利用及び第三者への提供はいたしません。また、保管している個人情報は、関係法令等に基づき厳重に管理します。